

命令は、執行力のある債務名義と同
一の効力を有する。

前項の裁判の執行については、民
事訴訟に関する法令の規定を準用す
る。但し、執行前に裁判の送達をす
ることを要しない。

第四百九十一條 没収又は租税その他
の公課若しくは事實上に關する法令の
規定により言い渡した罰金若しくは
追徴は、刑の言渡を受けた者が判決
の確定した後死亡した場合には、相
続財産についてこれを執行すること
ができる。

第四百九十二條 法人に対して罰金、
料、没収又は追徴を言い渡した場
合は、その法人が判決の確定した後
合併によつて消滅したときは、合併
の後存続する法人又は合併によつて
設立された法人に対して執行するこ
とができる。

第四百九十三條 第一審と第二審とに
おいて、仮納付の裁判があつた場合
に、第一審の仮納付の裁判について
既に執行があつたときは、その執行
は、これを第二審の仮納付の裁判で
納付を命ぜられた金額の限度におい
て、第二審の仮納付の裁判について
の執行とみなす。

前項の場合において、第一審の仮
納付の裁判の執行によつて得た金額
が第二審の仮納付の裁判で納付を命
ぜられた金額を超えるときは、その
超過額は、これを還付しなければな
らない。

第四百九十四條 仮納付の裁判の執行
があつた後に、罰金、料又は追徴
の裁判が確定したときは、その金額
の限度において刑の執行があつたも
のとみなす。

前項の場合において、仮納付の裁
判の執行によつて得た金額が罰金、
料又は追徴の金額を超えるとき
は、その超過額は、これを還付しな
ければならない。

第四百九十五條 上訴の提起期間中の
未決勾留の日数は、上訴申立後の未
決勾留の日数を除き、全部これを本
刑に通算する。

一 檢察官が上訴を申し立てたと
き、
二 檢察官以外の者が上訴を申し立
てた場合においてその上訴審にお
いて原判決が破棄されたとき、
前二項の規定による通算について
は、未決勾留の一日を刑期の一日又
は金額の二十円に折算する。

上訴裁判所が原判決を破棄した後
の未決勾留は、上訴中の未決勾留日
数に準じて、これを通算する。

第四百九十六條 没収物は、檢察官が
これを処分しなければならぬ。
第四百九十七條 没収を執行した後三
箇月以内に、権利を有する者が没収
物の交付を請求したときは、檢察官
は、破壊し、又は廃棄すべき物を除
いては、これを交付しなければなら
ない。

没収物を処分した後前項の請求があ
つた場合には、檢察官は、公費に
よつて得た代償を交付しなければな
らない。
第四百九十八條 偽造し、又は変造さ
れた物を返還する場合には、偽造又
は変造の部分とその物に表示しなけ
ればならない。

偽造し、又は変造された物が押収
されてないときは、これを提出さ
せて、前項に規定する手續をしなけ
ればならない。但し、その物が公務
所に属するときは、偽造又は変造の
部分を公務所に通知して相当な処分
をさせなければならぬ。

第四百九十九條 押収物の還付を受け
るべき者の所在が判らないため、又
はその他の事由によつて、その物を
還付することができない場合には、
檢察官は、その旨を官報で公告しな
ければならない。

公告をしたときから六箇月以内に
還付の請求がないときは、その物は
國庫に帰属する。

前項の期間内でも、借借のない物
は、これを廃棄し、保管に不便な物
は、これを公賣してその代償を保管
することができる。

第五百條 訴訟費用の負担を命ぜられ
た者は、貧困のためこれを完納する
ことができないときは、訴訟費用の
負担を命ずる裁判を言い渡した裁判
所に、訴訟費用の全部又は一部につ
いて、その裁判の執行の免除の申立
をすることができぬ。

前項の申立は、訴訟費用の負担を
命ずる裁判が確定した後十日以内に
これをしなければならぬ。
第五百一條 刑の言渡を受けた者は、
裁判の解釈について疑があるとき
は、言渡をした裁判所に裁判の解釈
を求める申立をすることができぬ。
第五百二條 裁判の執行を受ける者又
はその法定代理人若しくは保佐人
が、執行に關し檢察官のした処分を
不当とするときは、言渡をした裁判
所に異議の申立をすることができ

る。

第五百三條 前三條の申立は、決定が
あるまでこれを取り下げることがで
きる。

第三百六十六條の規定は、前三條
の申立及びその取下についてこれを
準用する。

第五百四條 第五百條乃至第五百二條
の申立についてした決定に対して
は、即時抗告をすることができぬ。
第五百五條 罰金又は料を完納する
ことができない場合における労働場
留置の執行については、刑の執行に
關する規定を準用する。

第五百六條 第四百九十條第一項の裁
判の執行の費用は、執行を受ける者
の負担とし、民事訴訟に關する法令
の規定に準じて、執行と同時にこれ
を取り立てなければならない。

附則
この法律は、昭和二十四年一月一
日から、これを施行する。

○鈴木國務大臣 ただいま上程に相
なりました刑事訴訟法を改正する法律案
の提案理由について、御説明申し上げ
ます。

第六章におきまして、司法権の獨立を
強化し、最高裁判所に違憲立法審査権
や、規則制定権を與えるとともに、そ
の構成にも、特別の配慮をいたしてい
るのであります。そのため新たに裁
判所法や檢察廳法の制定が必要とされ
たのであります。この方面からも、
現行刑事訴訟法には、幾多の改正が
免かれぬことになつたのでありま
す。

政府におきましては、さきに臨時法
制調査會を設け、憲法附屬の他の諸法
律とともに、刑事訴訟法改正法律案の
要綱についても審議答申を得まし
て、これにその後の研究の結果を加
え、昨春、一應の成案を得るに至つた
のであります。さき、この事情で、
そのまゝこれを提案する運びにならな
かつたのであります。それでやむな
く、新憲法の要求する最小限度の手当
をするため、この案の中から要点を抜
き出して、應急措置を講じて、新憲法
施行の日を迎えた次第でありました。

これがすなわち日本國憲法の施行に伴
う刑事訴訟法の應急的措置に關する法
律でありまして、殊に犯罪捜査の部門
において、一大變革をもたらしたも
のであります。以下簡単に應急措置法と
異稱いたしますが、新憲法下の刑事手
続は、この應急措置法と現行刑事訴訟
法とが、二者一体となつて、そのも
とに運営されてきていたのであります。

政府におきましては、その後も引續き
研究を進めてまいり、昨秋最高裁判
所の規則制定権との關係等を考慮に
入れ、先ほど申し上げました案にさら
に修正を加えた案を完成したのであり
ました。しかし、今回、さらにこの
案に対して、有力な學者、裁判官、檢

新憲法は、各種の基本的人權の保障
について、格別の注意を拂つてゐるの
であります。なかんずく刑事手續に
關しましては、わが國における従来の
運用に鑑み、特に第三十一條以下數箇
條を劃いて、きわめて詳細な規定を設
けていたのであります。しかもこれら
の新憲法の規定は、英米法系的色彩の
濃いものであります。これを完全に
実施するためには、大陸法系的傳統の
もとにつくられた現行刑事訴訟法に
は、根本的な改正を加える必要がある
のであります。さらにまた新憲法は、

一 檢察官又は司法警察官吏は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官の逮捕状を得て、これを逮捕することができる。

二 檢察官又は司法警察官吏は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を得ることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求め、手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

三 現行犯人が逮捕された場合には、遅滞なく刑事訴訟法第二百二十七條及び第二百二十九條に定める時間の制限内に檢察官から裁判官に対する勾留状の請求がされなければならない。この制限された時間は、逮捕の時からこれを起算する。檢察官又は司法警察官吏がやむを得ない事情により時間の制限に従うことができなかった場合には、その事由が適当に示されたときは、裁判官は、その遅延がやむを得ない事情に基き正当なものであると認定することができる。勾留状が発せられないときは、直ちに犯人を釈放しなければならない。

四 第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、逮捕状と同時に勾留状を発することができる。第一号及び第二号の規定により被疑者が逮捕された場合には、前号の場合に準じ、遅滞なく同号に定める時間の制限内に

檢察官から裁判官に対する勾留状の請求がされなければならない。勾留状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

五 第一号乃至前号の場合その他被疑者が逮捕されたすべての場合においては、公訴の提起は、遅滞なくこれをしなければならない。勾留状の請求があつた日から十日以内に公訴の提起がなかつたときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第九條 予審は、これを行わない。

第十條 何人も、自己に不利な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第十一條 檢察官及び弁護人は、公判期日において、裁判長に告げ、被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

被告人は、公判期日において、裁判長に告げ、共同被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第十二條 証人その他の者(被告人を除く)の供述を録取した書類又はこれに代わるべき書類は、被告人の請求があるときは、その供述者又は作成者を公判期日において訊問する機会を被告人に與えなければならない。これを証拠とすることができない。但し、その機会を與えることができず、又は著しく困難な場合には、裁判所は、これらの書類については、制限及び被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを証拠

とすることができる。

刑事訴訟法第三百四十三條の規定は、これを適用しない。

第十三條 上告は、高等裁判所がした第二審又は第一審の判決に對しては最高裁判所に、地方裁判所がした第二審の判決に對しては高等裁判所にこれをすることができ

刑事訴訟法第四百十二條乃至第四百十四條の規定は、これを適用しない。

第十四條 刑事訴訟法第四百十六條各号の場合には、地方裁判所がした第一審の判決に對しては最高裁判所に、簡易裁判所がした第一審の判決に對しては高等裁判所に、控訴をしないで、上告をすることができ

第十五條 高等裁判所が上告裁判所である場合に、最高裁判所の定める事由があるときは、決定で事件を最高裁判所に移送しなければならない。

第十六條 上告裁判所においては、事實の審理は、これを行わない。

第十七條 高等裁判所が上告審としてした判決に對しては、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に更なる上告をすることができ

但し、事件を差し戻し又は移送する判決に對しては、この限りでない。

前項の上告は、判決の確定を妨げる効力を有しない。但し、最高裁判所は、同項の上告があつたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第十八條 刑事訴訟法の規定により不服を申し立てることができない決定又は命令に對しては、その決定又は命令に對しては、その決

定又は命令において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に特に抗告することができ

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第十九條 檢察事務官は、捜査及び令狀の執行については、司法警察官に準ずるものとする。

第二十條 被告人に不利な再審は、これを認めない。

第二十一條 この法律の規定の趣旨に反する他の法令の規定は、これを適用しない。

附則

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失う。

第十二條の規定は、この法律施行前に既にその証拠調が終つてゐる書類については、その審級に限り、これを適用しない。

この法律施行前に終結した弁論に基いて言ひ渡された判決に對しては、なお刑事訴訟法の規定により上告をすることができ

〔國務大臣(木村篤太郎君登壇)〕

○國務大臣(木村篤太郎君) たゞいま上程に相なりました檢察廳法案外三件の提案理由を御説明申し上げます。

從來裁判所構成法により、檢察は、裁判所に附置された檢察事務局の職員として檢察事務を行つてきたのであります。が、新憲法が司法權の獨立につき甚の考慮をいたしておりますことに鑑みますれば、狹義の意味の司法機關、すなわち裁判機關にあらざる檢察機關は、これを裁判所と別個獨立のものと

することを相當と思ひいたしました結果、裁判所法とは別に、檢察機關の組織を定めることとしたのであります。これが檢察廳法案提案の理由であります。

本法案の立案につきましては、概ね裁判所構成法による檢察制度を踏襲することといたしました結果、その根本におきましては、重大なる變革はないと申しても差支えないのであります。従つて以下、本法案により從來の檢察制度が改革される主要なる點について申し述べたいと存じます。

第一、從來の檢察の名稱は、新憲法の用例に従ひまして檢察官に、檢察局は檢察廳に改めるといたしました。

第二に、從來の檢事をして、新憲法にいわれる檢察官の職務を行わせることはもちろんであります。が、別に副檢事の制度を設けまして、もつぱら區檢察廳において檢察官の職務を行わせることとしたのであります。このたゞ副檢事の制度を設けました理由は、裁判所法の施行に伴ひ、違警罪即決例が廢止され、從來警察署長によつて即決された違警罪、すなわち拘留とかまたは科料に該する罪が、すべて裁判所において處理されることとなりましますために、檢察官の取扱う事件は急激に増大するのであります。今にわかに從前の檢事の資格を有する多數の檢察官を得ますることは、人的にも豫算的にもきわめて困難であるのみならず、これらの事件は必ずしもすべて從來の檢事の資格を有する者をしてこれを處理せしめるを要しないと思われましますので、從來の檢事の任用資

検事長の勤務延長に関する閣議決定の撤回を求め、国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明

政府は、本年1月31日の閣議において、2月7日付けで定年退官する予定だった東京高等検察庁検事長について、国家公務員法（以下「国公法」という。）第81条の3第1項を根拠に、その勤務を6か月（8月7日まで）延長する決定を行った（以下「本件勤務延長」という。）。

しかし、検察官の定年退官は、検察庁法第22条に規定され、同法第32条の2において、国公法附則第13条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとされており、これまで、国公法第81条の3第1項は、検察官には適用されていない。

これは、検察官が、強大な捜査権を有し、起訴権限を独占する立場にあって、準司法的作用を有しており、犯罪の嫌疑があれば政治家をも捜査の対象とするため、政治的に中立公正でなければならず、検察官の人事に政治の恣意的な介入を排除し、検察官の独立性を確保するためのものであって、**憲法の基本原理である権力分立に基礎を置くものである。**

したがって、国公法の解釈変更による本件勤務延長は、解釈の範囲を逸脱するものであって、検察庁法第22条及び第32条の2に違反し、法の支配と権力分立を揺るがすものと言わざるを得ない。

さらに政府は、本年3月13日、検察庁法改正法案を含む国公法等の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。この改正案は、全ての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げた上で、63歳の段階でいわゆる役職定年制が適用されるとするものである。そして、内閣又は法務大臣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案し」「公務の運営に著しい支障が生ずる」と認めるときは、役職定年を超えて、あるいは定年さえも超えて当該官職で勤務させることができるようにしている（改正法案第9条第3項ないし第5項、第10条第2項、第22条第1項、第2項、第4項ないし第7項）。

しかし、この改正案によれば、内閣及び法務大臣の裁量によって検察官の人事に介入をすることが可能となり、検察に対する国民の信頼を失い、さらには、準司法官として職務と責任の特殊性を有する検察官の政治的中立性や独立性が脅かされる危険があまりにも大きく、**憲法の基本原理である権力分立に反する。**

よって、当連合会は、違法な本件勤務延長の閣議決定の撤回を求めるとともに、国公法等の一部を改正する法律案中の検察官の定年ないし勤務延長に係る特例措置の部分に反対するものである。

2020年（令和2年）4月6日
日本弁護士連合会
会長 荒 中

改めて検察庁法の一部改正に反対する会長声明

当連合会は、本年4月6日付けで「検事長の勤務延長に関する閣議決定の撤回を求め、国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明」を公表し、検察庁法改正法案を含む国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対した。

検察庁法改正法案によれば、内閣ないし法務大臣が、第9条第3項ないし第6項、第10条第2項、第22条第2項、第3項、第5項ないし第8項に基づき、裁量で63歳の役職定年の延長、65歳以降の勤務延長を行い、検察官人事に強く介入できることとなる。

当連合会は、検察官の65歳までの定年延長や役職定年の設定自体について反対するものではないが、内閣ないし法務大臣の裁量により役職延長や勤務延長が行われることにより、不偏不党を貫いた職務遂行が求められる検察の独立性が侵害されることを強く危惧する。「準司法官」である検察官の政治的中立性が脅かされれば、**憲法の基本原則である三権分立を揺るがすおそれさえあり、到底看過できない。**少なくとも当該法案部分は削除されるべきである。

しかしながら、政府及び与党は、誠に遺憾なことに、検察庁法改正法案を国家公務員法改正との一括法案とした上で衆議院内閣委員会に付託し、法務委員会との連合審査とすることすらなく、性急に審議を進めようとしている。5月7日に開催された内閣委員会理事懇談会の結果からすると、まさに近日中に開催予定の内閣委員会において本法案の採決にまで至る可能性もある。そもそも、検察庁法の改正に緊急性など全くない。今般の新型インフルエンザ等対策特別措置法上の緊急事態宣言が継続する中、かくも重大な問題性を孕んだ本法案について、わずか数時間の議論だけで成立を急ぐ理由など皆無である。

当連合会は、改めて当該法案部分に反対するとともに、拙速な審議を行うことに強く抗議する。

2020年（令和2年）5月11日
日本弁護士連合会
会長 荒 中

「案文修正の経緯及び概要」

1. 案文修正の経緯

今回、検察官についても現行国家公務員法第81条の2の規定により退職するもの（検察庁法第22条の規定は定年年齢と退職日について国家公務員法の特例を設けたもの）であって、勤務延長制度（改正前の国家公務員法第81条の3）が適用されるものと整理したことから、大要、①国家公務員法上の定年制度（改正国家公務員法81条の2ないし同法81条の6）の適用に伴う修正及び②勤務延長制度を踏まえた新たな修正を行うこととなった。

2. 修正の概要

(1) 国家公務員法上の定年制度の適用に伴う修正

ア 改正国家公務員法第81条の6の適用に伴う修正

検察官に勤務延長の適用があると整理したことに伴い、勤務延長について規定する改正国家公務員法81条の7の読替規定を新設することとした（改正検察庁法第22条第2項及び第3項）。今回、新たに読替規定を設けた理由は逐条解説のとおり。

イ 改正法附則第3条第6項の読替規定等

施行日前に改正前の国家公務員法第81条の3の規定により勤務することとされ、勤務延長の期限が施行日以後に到来する職員について勤務延長の期限を延長できる旨を規定する改正法附則第3条第6項の読替規定を設けるとともに、施行日において改正前の国家公務員法第81条の3の規定により勤務することとされた職員のうち、管理監督職を占める者については、施行日に改正国家公務員法第81条の2が規定する管理監督職以外の官職に降任等を行う義務を免れる旨規定する改正法附則第3条第8項に対応する規定を新たに設けることとした。

(2) 勤務延長制度を踏まえた新たな修正

現行定年年齢である63歳に達した日の翌日に、次長検事及び検事長は検事に任命され、検事正及び上席検察官は検事正及び上席検察官以外の職に補することとされる規定を設けていた（改正検察庁法第22条第4項、第9条第2項、第10条第2項）。

しかし、勤務延長制度が適用されることとすると、現行法においても定年である63歳を超えて次長検事、検事長、検事正又は上席検察官（以下「次長検事等」という。）として勤務することが可能であるから、これらの規定についての例外規定を設けなければ、改正法においては63歳以降は次長検事等として勤務できなくなってしまうことから、改正国家公務員法第81条の5を踏まえた規定を設け、一定の場合には63歳以降も次長検事等として勤務することができることとした（改正検察庁法第22条第5項及び第6項、第9条第3項及び第4項、第10条第2項）。

閣議決定までの動き

- 11月8日 田村智子議員、「桜を見る会」について質問
- 12月7日 東京地検特捜部、秋元司議員の元秘書宅を捜索
- 12月19日 東京地検特捜部、秋元司議員の事務所等を捜索
- 12月25日 東京地検特捜部、秋元司議員を収賄容疑で逮捕
- 12月27日 広島地検、河井案里議員の捜査に着手と報道
- 1月14日 東京地検特捜部、秋元司議員を収賄罪で起訴
安倍総理、「桜を見る会」で刑事告発される
- 1月15日 広島地検、河井夫妻の自宅等を捜索
- 1月17日 法務省、内閣法制局に問い合わせ
- 1月22日 法務省、人事院に問い合わせ
- 1月31日 黒川弘務東京高検検事長の定年延長を閣議決定